

1 総合相談体制を構築する

現 状

区では、総合福祉事務所（4所）や保健相談所（6所）に加えて、障害者地域生活支援センターを4か所整備し、障害のある方やその家族などから、地域生活を送る上でさまざまな相談に対応しています。

あわせて、身体・知的障害者相談員制度や、障害者地域生活支援センターで実施するピアカウンセリングなど、身近な地域で障害当事者や家族の立場から相談支援を受けられる体制作りを進めてきました。

相談支援を通して、不安の解消や適切なサービスにつながることで、その人らしい地域生活を支援することができます。

また、本人の判断する力が十分でない場合でも適切なサービス利用が可能となるよう、権利擁護の仕組みを取り入れながら相談支援を行っています。

さらに、相談支援の充実と地域の支援のネットワーク作りのために、平成19年度に障害者地域自立支援協議会を設置しました。相談事例などから地域課題を抽出し、その解決に向け協議を行っています。

障害者基礎調査の結果

【身近な相談先】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
①	友人・知人	福祉施設職員	病院・診療所	福祉施設職員
②	病院・診療所	福祉事務所	友人・知人	友人・知人
③	福祉事務所	友人・知人	保健相談所	病院・診療所

【障害福祉サービスなどの情報の入手先】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
①	ねりま区報	ねりま区報	病院など	学校、職場、施設
②	福祉事務所 ・保健相談所	学校、職場、施設	ねりま区報	家族、親せき
③	病院など	友人・知人	福祉事務所 ・保健相談所	ねりま区報

.....
* ピアカウンセリング…同じ障害のある仲間（ピア）が社会生活の課題等の解決に向け、助言や支援を行うこと。

課題

障害のニーズが多様化する中、障害のある方に、より適切な支援を行えるよう障害者自立支援法の改正を踏まえ、障害者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとして機能強化を図るとともに、ケアマネジメントを活用した相談支援体制の充実を図る必要があります。また、専門的な相談を求める声や、いまだ相談先がわからないといった声に対応し、発達障害や高次脳機能障害等への専門的な相談支援を充実するとともに、障害のある方が病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談に必要な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。

さらに、複数の障害のある方、高齢障害者など、一つの相談支援機関では対応が難しい場合もあるため、福祉・保健・保育・教育など関係機関のネットワーク化を図る必要があります。

なお、平成 23 年 6 月に障害者虐待防止法が成立したことから、これまでの各相談窓口での虐待対応を、法の趣旨に合わせ、障害者虐待の防止に取り組む体制として整備する必要があります。

施策の方向

(1) 相談支援体制の強化とケアマネジメントの活用

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者地域生活支援センターを身体障害者、知的障害者および精神障害者への総合的な相談支援を行う基幹相談支援センターとしての機能の強化を図ります。あわせて、地域の相談支援事業者と連携し、地域の相談支援従事者育成等の支援を進めていきます。

また、障害のある方の地域生活上の意向などを、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなぎ、自立した地域生活が送れるよう、ケアマネジメントを活用した相談支援体制の充実を図ります。

このため、サービス等利用計画策定を行なう地域の相談支援事業を拡充し、対象者が拡大されるサービス等利用計画の活用を進めます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
1	総合福祉事務所の相談【総合福祉事務所】 障害者手帳の取得や障害福祉サービスの利用、その他生活全般についての相談を行います。	身体障害者相談 59,000 件/年 知的障害者相談 8,500 件/年	充実

*ケアマネジメント…その人が望む社会生活を支援するため、社会生活上の意向・課題等を把握し、さまざまな社会資源に適切に結びつけていく手続・手法のこと。また、必要に応じて社会資源の改善・開発を進める。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
2	保健相談所の相談【保健相談所】 精神障害者保健福祉手帳の取得、保健福祉サービスの利用、療養生活や社会復帰(就労等)のための相談などを行います。精神科医、保健師による所内相談をはじめ、電話相談や家庭訪問による相談を行います。	精神保健相談件数 36,200件/年	充実
3	障害者地域生活支援センターの相談【障害者施策推進課】 障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談や交流事業など必要な支援を行います。 また、地域の相談支援の中核的な役割を担うため、機能の充実を進めます。	相談件数 20,000件/年	相談件数 22,000件/年 基幹相談支援センター化
4	サービス等利用計画作成事業者の育成【障害者施策推進課】 平成26年度までに、障害福祉サービス等を利用する全ての障害者がサービス等利用計画を作成できるよう、地域の相談支援事業者の育成を行います。	事業者数 7事業者	21事業者 (延べ数)
5	成年後見制度の普及【福祉部経営課】 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者で判断能力が十分でない方の財産や権利を守るため、本人に代わって後見人などが財産管理や福祉サービス利用の契約行為を行う、成年後見制度の普及を図ります。	成年後見制度相談 8,000件/年	継続

(2) 専門的な相談支援の充実

障害特性に応じた、より専門性が必要な相談支援を行うため、(仮称)こども発達支援センターの整備および中途障害者支援事業を実施します。障害のある方や家族からの相談に対応するとともに、他の相談支援事業者や関係機関等に対し、発達障害や高次脳機能障害等の専門的な助言等を行うことで、地域の相談支援の充実に取り組みます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
6	(仮称)こども発達支援センターの整備【障害者サービス調整担当課】 心身障害者福祉センターで実施している発達に心配のある子どもを対象とした相談・療育等の事業を移管し、18歳未満まで対象を拡大するとともに、家族支援、地域支援、関係機関の連携に取り組みます。	事業計画策定 実施設計	開設 (平成24年度)

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
7	中途障害者支援事業【障害者サービス調整担当課】 高次脳機能障害等の中途障害者への相談および機能訓練等の事業を実施します。	事業計画策定	実施

(3) 相談支援ネットワークの推進

相談支援を行う関係機関によるネットワークを構築し、総合福祉事務所や保健相談所、障害者地域生活支援センター等、各機関がその役割を十分発揮しながら、障害のある方の多様な相談ニーズに対応します。なお、ネットワーク作りや相談支援の課題等への取り組みを障害者地域自立支援協議会が中心となり行うため、その役割強化を図ります。

また、どこに相談しても適切なサービスにつながっていくように、障害のある方の身近な相談先（施設や病院、学校、障害者相談員、民生・児童委員など）の相談機能を高めるため、十分な情報提供や日頃から相談支援機関等との連携を強化していきます。

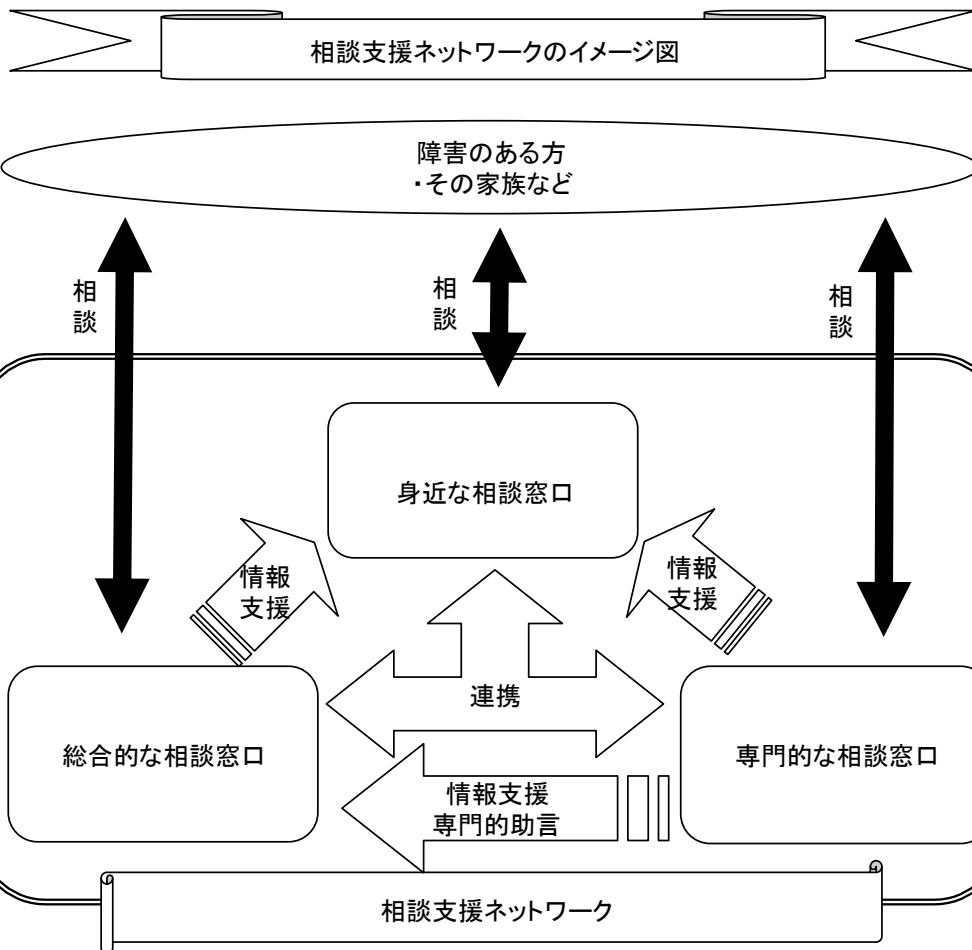
No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
8	障害者地域自立支援協議会【障害者施策推進課】 相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として設置しています。	自立支援協議会 開催 3回/年 専門部会開催 15回/年	充実
9	身体・知的障害者相談員【障害者施策推進課】 障害当事者やその家族が相談員となり、身体障害や知的障害のある方の家庭での養育・生活・就学・就職等に関する相談に応じ、助言、指導を行います。	相談件数 580件/年 研修回数 5回/年	充実
10	相談情報ひろば事業【福祉部経営課】 地域の高齢者・障害者・子育て家庭などの相談に応じ、必要な情報を提供しながら地域交流を深めます。	常設型 5か所	常設型 6か所 (延べ数)
11	障害者福祉連絡懇談会【障害者施策推進課】 障害者福祉団体に対して、区の施策や課題等に関する情報を提供し意見交換を行います。	1回/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
12	地域精神保健福祉関係者連絡会【保健相談所】 地域ごとに区内、近隣区の精神科病院、精神科診療所、福祉事業所その他関係機関などの実務担当者が情報交換、学習会、講演会を通して活発に交流し、連携・協力を深めます。	13回/年	継続
13	練馬区精神保健福祉連絡会【保健予防課】 精神保健福祉の推進を図るため、関係機関・関係団体による連絡会を開催し、様々な課題について情報の共有や、協力体制の整備、調整を行います。	1回/年	継続
14	障害者福祉のしおり作成【障害者施策推進課】 障害者が生活する上で必要なサービスを検索しやすく、利用しやすくするため、しおりを発行します。	隔年1回発行	継続

(4) 障害者虐待防止体制の整備

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、虐待防止センター機能を整備します。また、総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター等の関係機関の協力体制を強化し、障害者地域自立支援協議会の機能を活用しながら障害者虐待防止のためのネットワークを構築します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
15	障害者虐待防止センター機能の整備【障害者施策推進課・総合福祉事務所・保健予防課・保健相談所】 障害者虐待の通報等を受け、養護者(家族・保護者等)からの虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者および養護者に対して、相談、指導および助言を行います。	検討	障害者虐待防止センター機能の整備 (平成24年度)
16	障害者虐待防止ネットワーク【障害者施策推進課・総合福祉事務所・保健予防課・保健相談所】 関係機関の協力体制を整備し、障害者地域自立支援協議会の機能を活用しながら、障害者虐待防止のネットワークを強化します。	検討	実施



□	内容	支援機関
身近な相談窓口	身近な地域で、日頃障害のある方やその家族と関わっている方々が相談を担います。悩みに寄り添い、共に考え、必要に応じて総合的な相談機関や専門的な相談機関につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生、病院のワーカー、職場の上司 ・障害福祉サービス事業者 ・障害者相談員 ・民生・児童委員 等
総合的な相談窓口	地域の相談支援機関等が相談を担います。あらゆる相談を受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援方法を相談者とともに考えます。あわせて、身近な相談窓口に対し連携による情報提供・共有、相談支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉事務所 ・保健相談所 ・障害者地域生活支援センター ・心身障害者福祉センター ・民間相談支援事業者 等
専門的な相談窓口	専門的な障害者支援を行う機関等が相談を担います。相談の中でも、より専門性を必要とするものへの対応や、総合的な相談窓口・関係機関に対し専門的助言等を行います。あわせて、身近な相談窓口に対し連携による情報提供・共有、相談支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉事務所 ・保健相談所 ・障害者地域生活支援センター（基幹相談支援センター） ・（仮称）こども発達支援センター ・心身障害者福祉センター（中途障害者支援事業） ・子ども家庭支援センター ・練馬区就労促進協会 等